

差押調書

年 月 日

高浜市長

下記滞納市税が、督促状を発した日から起算して10日を経過した日までに完納されていないことから、当該滞納市税等を徴収するため、国税徴収法第47条第1項第1号の規定により、下記の財産を差し押さえましたので同法第54条の規定によりこの調書を作ります。

滞納者は、この差押後は債権の取立、その他の処分をすることができません。

滞納者	住（居）所 (所在地)																						
	氏 名 (名 称)																						
滞納金額	賦課 相当	税目	通知書番号	期別	(繰上 日) 納期限	(督促 日) 法 定 納期限等	税額 (円)	督 促 手数料 (円)	延滞金 法律による 金額 (円)														
小 計																							
滞納処分費					法律による金額		円																
合 計																							
第三債務者	住（居）所 (所在地)																						
	氏 名 (名 称)																						
差押債権																							
履行期限																							
差押調書謄本（滞納者あて）を受領しました。																							
年 月 日 (:)																							
債権差押通知書（第三債務者あて）を受領しました。																							
年 月 日 (:)																							

延滞金額は、本書作成の日までのものです。

(裏)

あなたがこの処分について不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して3ヶ月以内に市長に対して審査請求することができます。ただし、地方税法第19条の4の規定による期限が上記の期限よりも早いときはその早いほうの期限までに審査請求をしなければなりません。この決定の取消しを求める訴えは、前記の審査請求に係る裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6ヶ月以内に市を被告として（市長が被告の代表者となります。）提起できることとされています。なお、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、①審査請求があった日から3ヶ月を経過しても裁決がないとき、②処分、処分の執行又は手続きの続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときは、裁決を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。